

## 尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部改正について(素案)に対するパブリックコメント募集結果

○11人の方から、32件の意見をいただきました。

○寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
条例改正全般について			
1	主な改正項目の4点(①「大規模な事業用建築物の所有者等に対する減量計画作成と廃棄物管理責任者選任等の義務規定の追加」、②「一般廃棄物処理計画に定める区分に則ったごみの分別排出等の義務規定の追加」、③「共同住宅の所有者等に対する居住者へのごみの排出方法の周知やごみ集積所の管理等の義務規定の追加」、④「資源物の持ち去り禁止」)の内容は、当然のものである。	1	[その他] 循環型社会の形成や脱炭素社会の実現に向けて、市民、事業者、行政、各主体のごみ減量等の取組を継続的に進めるとともに、資源物の持ち去り防止等といった現在抱えているごみに関する課題を解決するため、条例の改正が必要であると考えています。
資源物の持ち去りが市民生活等に及ぼす影響について			
2	空き缶を分別排出しても持ち去られ、知らない人の収入になるのは納得できない。尼崎市のために使ってもらいたい。	1	[その他] ①生活環境の保全・公衆衛生の向上、②ごみの減量・リサイクルの推進、③市による廃棄物の適正処理の確保の3つの観点から、持ち去り禁止が必要であると考えています。 市が回収したアルミ缶などはリサイクル施設等において再資源化のために必要な処理を行ったうえで売却し、市の財源として活用しています。持ち去りを防止することで、市民の皆様の利益にもつながると考えています。
3	資源物の持ち去りは、新型コロナウイルス感染症まん延下において衛生上問題がある。	1	[すでに盛り込み済み] ごみの散乱や、飲み口に接触することにより新型コロナウイルス等の感染症拡大にもつながる可能性のある袋からのアルミ缶の取り出しは、公衆衛生向上の観点から問題があるため、持ち去り禁止が必要であると考えています。
4	市指定袋に入れてごみステーションに出しているにもかかわらず、空き缶等必要なものだけを取り出し、いらぬものをあちこちに散乱させるのは衛生的観点からも迷惑である。	1	
5	ごみとして出した空き缶に残る液体を、持ち去る人が自宅敷地の玄関に捨て、タイルにシミが生じた。	1	
6	市民は市に資源物の処理を依頼していると思っているが、関係の無い人が持ち去り、更にそれにより収入を得ているということが腑に落ちない。	1	[すでに盛り込み済み] 市は廃棄物の適正処理を行う責務を課せられているとともに、市民の皆様に対して資源物はリサイクルを行いごみの減量化を図るという説明のもと日々の分別等に協力いただいていることから、ごみ減量・リサイクル意識の向上のためにも、持ち去り禁止が必要であると考えています。
7	持ち去る人も、持ち去り物を引取る業者も、そうした行為で利益を得ることは、心情的にも社会にとってもよいことでない。	1	アルミ缶等の買取りを行っている事業者への対応については、持込まれた資源物が持ち去り行為によるものか、個人や企業が自ら貯めた物であるか等の特定が困難であり、実効性に課題があるため、買取りを禁止する等の条例化は難しいと考えています。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
8	自転車に大量の空き缶を積んで、道路を走っているのは危ない。	1	[その他] ①生活環境の保全・公衆衛生の向上、②ごみの減量・リサイクルの推進、③市による廃棄物の適正処理の確保の3つの観点から、持ち去り禁止が必要であると考えています。
9	自転車に大量の空き缶を積んで走行しているのをよく見かけるが、交通の妨げになっており、悪臭も放っているので迷惑している。	1	自転車を利用して大量の袋などを積載して回収をされる方もいることから、持ち去り行為を禁止することで、道路交通の安全確保につながると考えています。
10	深夜にやって来てごみステーションや建物に設置されている自動販売機のごみ箱から空き缶を取り出し、その場で潰したり、ごみ箱を破壊したり騒音で困っている。	1	[すでに盛り込み済み] アルミ缶の抜取りの際やアルミ缶を潰した際の騒音は、生活環境保全の観点から問題があるため、持ち去り禁止が必要であると考えています。 自動販売機に備え付けられたごみ箱にある空き缶は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では産業廃棄物とされています。産業廃棄物は事業者が自らの責任において適正に処理するとともに管理すると定められていることから、今回、規制の対象とはしていません。
11	月に一度の収集日に併せて実施している回収活動が、持ち去りにより目的を達成できないこともあり、重い罰則を設定するようお願いしたい。	1	[すでに盛り込み済み] 集団回収の現場においても、持ち去りが行われているとの相談があることから、リサイクル推進の取組である集団回収の環境確保のため、集団回収からの持ち去りも規制対象としています。
12	排出した資源物を、目の前で何も言わずに勝手に持っていくことはマナー上問題である。	1	[すでに盛り込み済み]
13	資源物の無断持ち去りについては、不安を感じる。	1	①生活環境の保全・公衆衛生の向上、②ごみの減量・リサイクルの推進、③市による廃棄物の適正処理の確保の3つの観点から、持ち去り禁止が必要であると考えています。
14	資源物の持ち去りについては、治安が悪いと感じている。	1	
15	回収日に、抜取りのためごみ袋を開けられるのは個人情報が見られているようだ。	1	
16	アルミ缶が持ち去られる現状を、市民が防止することは難しい。また、市の収集により回収されたかどうかは、市民にとっては関心が低い。	1	[その他] 資源物の持ち去りについては、これまで、相談を受けた地域へのパトロール、集団回収による管理や、警告チラシひな形のホームページへの掲載など、条例によらない持ち去り防止対策に取り組んでまいりました。 こうした中においても、持ち去りに伴う騒音やごみの散乱に困っているなどの相談を継続的にいただいていることから、持ち去り禁止が必要であると考えています。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
資源物の回収を生活の糧にしている人への配慮について			
17	缶や紙の持ち去り禁止の理由がわからない。 格差社会で収入や住居に恵まれない方のさ さやかな収入になり、さらに資源循環のサイ クルになると思っていた。生活困窮者のケアが もっと手厚く別の収入を得る方法があれば、 持ち去りを禁止してもよい。	1	[意見を参考とする] 持ち去られた空き缶や紙類は一定リサイクルされてい ると考えられますが、持ち去り行為に伴う騒音やごみの 散乱等の発生といった生活環境保全・公衆衛生向上の 観点と、持ち去られた資源物の全量が適正処理されてい るか不明な部分があるなど、ごみ減量・リサイクルの推 進及び市による廃棄物の適正処理の確保の観点から、 持ち去り禁止が必要であると考えています。
18	資源物の回収を生活の糧にしていた人はど うなるか。配慮が必要ではないか。 もし、「生活保護を受ければよい」というふう に追いやってしまうのならば、それはどうかと 思う。 禁止するにあたり、資源物の回収を生活の 糧にしている方に、できれば何か仕事を、役 割を、せめて条例化の理由を説明し、その方 たちの事情を聞くだけでも違う。 関係部局が協力して、どんな立場の人でも自 分を否定されたと感じることはないよう取り組 んでほしい。 持ち去り禁止のルールは、それで生計を立て ていた人たちの今後がセットになれば、より 完全で、効力が大きい。	1	路上生活者をはじめとする、経済的な支援が必要な方 については、南・北保健福祉センターにおいてこれまでも ご相談をお受けし、必要な支援を行っているところです。 条例を改正することとなった場合においては、空き缶等 の回収を生活の糧にしている方に対して、改正内容の丁 寧な周知を行い、条例の趣旨について理解を求めるとと もに、必要に応じて、生活相談等の支援を行うなど、関 係部局で連携を図り、取り組んでまいります。
資源物の持ち去り禁止の規制対象について			
19	アルミ缶買取り業者への罰則規定を希望す る。 持ち去り行為の所要時間はおよそ10分。そ の間に警察に連絡しても現場に到着した時点 で行為者は現場を離れている。 行政が許可を出していない個人・団体から の買取りを禁止することで、行為を抑止しては どうか。	1	[その他] アルミ缶等資源の買取りを行っている事業者では、持込 まれる資源物が持ち去り行為によるものか、個人や事業 者が自ら貯めたものであるかの特定が困難なことから、 実効性に課題があるとして、買取りを禁止する規定は設 けていません。 警察への通報につきましては、この改正条例では市が 繰り返し持ち去り行為を行わないよう指導や命令等 を行ってもなお、当該行為を行う場合に市が警察に告発を 行うことを考えており、警察官が通報を受け、現場で検 挙する制度にはなっていません。
20	持ち去り禁止にあたり、持ち去り物を引取る 業者への法的規制が必要である。	1	
持ち去り禁止条例施行後の対応について			
21	JR尼崎駅周辺では、放置自転車対策の指 導員を見かけるが、同じように資源ごみ指導 員をシルバー人材センターから募り、パトロー ルさせるのがよい。	1	[意見を参考とする] 本市は、住宅の前にごみを排出する各戸収集を基本と しているため、監視員等を広範囲に常時設置することは 難しいと考えていますが、持ち去りを防止するため、他都 市の事例も参考にしながら、効果的な周知・啓発とパト ロールに取り組んでまいります。
22	複数回の警告に従わない場合は警察へ連 絡し、検挙するという流れがよい。	1	[すでに盛り込み済み] 警察への告発については、まず市職員が各種の行政 指導や命令など、持ち去り行為をやめていただくよう必 要な説明や手続を行い、命令を受けてもなお、持ち去り 行為を行う者に対して本市が警察へ告発を行うことを考 えています。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
23	禁止したとしても、パトロールを行い、行為者に指導等しなければ、持ち去りはなくならないと思う。	1	[意見を参考とする] 条例が改正された際は、その施行までに広報誌等で周知を図るとともに、パトロール等を実施し、持ち去り行為者に対して改正内容の説明を行うことを予定しています。 施行後の詳細な対応については、今後、検討を進めることとしていますが、持ち去りを防止するため、他都市の事例も参考にしながら、効果的な周知・啓発とパトロールに取り組んでまいります。
24	誰が持ち去り行為の取締りを行うのか。どのように周知徹底を行うのか。周辺住民は本当に迷惑しているのでは是非議論していただきたい。	1	
25	条例改正の周知は広報誌だけでは不足。また、取締りもあわせて行わないと効果は薄いので、具体的な取締り方法についても検討してもらいたい。	1	
26	条例の施行では、持ち去りを行う個人にいか抑止効果を出せるかがポイント	1	
27	紙類について、市の指定回収車以外の者が持ち去ることを抑止するのは極めて困難	1	
28	紙類について、行政回収の回収車両と分かるようにし、回収の時間帯も決める。	1	[すでに盛り込み済み] 「紙類・衣類」の日の行政回収については、本市と協定を締結した協力事業者が回収しており、回収にあたっては、車体前方に「尼崎市指定回収車両」と明記した垂れ幕を掲示し、行政回収であることを明確にしています。 また、回収時間については、収集日当日中に回収できるよう、人員・車両に限りがあるなか、事前に一定のルートを決めて効率的に回収していますが、出された紙類の量や道路事情等により、回収時間が前後する場合があります。 なお、早期に回収することが持ち去り行為の防止に効果的であることから、特に新聞紙について、極力朝の早い時間帯に回収するといった取組を行っています。
その他(ごみ減量の取組の提案など)			
29	びん・缶・ペットボトルを出す時の指定袋もごみとなり、袋を破いて分別する手間もかかるため、収集日には集積場に種類ごとの専用コンテナを置き、収集車へ積込む方法がよい。	1	[今回の意見公募の対象としていないもの] 本市では住宅の前にごみを排出していただき収集する各戸収集を基本としています。新たに専用コンテナを設置し、回収するにあたっては、ステーション用地の確保・管理及び収集車両の確保等、課題が多いことから、現状の各戸収集を継続してまいります。
30	不法投棄については、袋に入れ、分からないように植え込みの中に隠すなど確信犯的な行動である。このような行為の監視を強化し、行為者には罰則を科すよう努力されたい。	1	[今回の意見公募の対象としていないもの] 不法投棄の防止については、これまで、巡回監視、指導・啓発及び不法投棄物の収集等を実施するとともに、警察などの関係機関とも連携して取締り等の強化を図ってまいりました。 引き続き、庁内の関係部局や、関係機関との連携を図り、不法投棄対策に取り組んでまいります。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
31	<p>ごみ削減を進めるにあたり、現状使われているごみ袋の値上げを行っては。尼崎市ではごみ袋価格をごみ処理経費としていないため、非常に安く、尼崎市に引っ越して来た際、ごみ袋の余りの安さ(45L入り10枚で120円くらい)にごみ処理されているのか心配になった。</p> <p>1枚12円が15円くらいの値上げでは効果は期待できないので、1枚50～60円くらいになると、効果がある。また、これをごみ処理経費に計上し、もっと適切なごみ処理ができるようになればよい。</p>	1	<p>[今回の意見公募の対象としていないもの]</p> <p>ごみ袋にごみ処理費用を上乗せするごみの有料化については、ごみの減量化が図れることや、排出量に応じた公平な負担を求める制度であることから、近年導入する市が増える状況にあります。</p> <p>本市におきましては、令和3年3月に策定しました尼崎市一般廃棄物処理基本計画で、焼却施設で焼却するごみの量を、令和12年度までに令和元年度比で11%削減する目標を掲げており、中間年度を経過した令和8年度に、ごみの減量状況等の評価を行い、目標の達成が困難と思われる場合は、有料化の導入を判断することとしています。</p> <p>また、市民の皆様から出されたごみについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、適正な処理を行っています。</p> <p>引き続き、ごみの適正処理の確保を図るとともに、尼崎市一般廃棄物処理基本計画の目標達成に向けて、有料化を含め効果的なごみ減量・リサイクル推進施策を研究し、取組を進めてまいります。</p>
32	<p>ペットボトルは、つぶさないで排出されているケースが多く、ラベルすらはがされていない物も多い。</p> <p>この状態での回収はかさばるので、非常に収集の効率が悪い。これではリサイクルにより削減される石油資源の節約よりも、それを運搬するための石油資源(ガソリン)の使用量が多くなりかねず、本末転倒である。リサイクルを効率的にするため、ボトルをつぶして廃棄する旨を再度周知してはどうか。</p> <p>また、ラベルをはがさずに捨てる人が多いのは、ラベルをはがすのが面倒で、そのまま捨てるケースが多くなっているのではないかと推察する。</p> <p>現状、ペットボトルを出す手順は以下の手順で周知されているかと思う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ボトルを洗う</li> <li>2 ラベルをはがす</li> <li>3 ボトルをつぶす</li> </ol> <p>しかし、ラベルをはがすのはボトルをつぶしてからの方が容易である。</p> <p>そこでこれを、2と3の手順を逆にした手順にて周知してはどうか。</p>	1	<p>[今回の意見公募の対象としていないもの]</p> <p>ペットボトルについては、つぶすことができない市民もいることもあり、出し方としてつぶすことまでは指定していません。</p> <p>なお、ご指摘のとおりペットボトルをつぶすことにより、収集運搬効率の改善や適正な排出(キャップ・ラベルを取り外し、中をそそいで異物を取り除く)促進につながるなどのメリットも考えられることから、つぶして排出することの案内についても、今後、検討を行ってまいります。</p>